

子供アドボケイト事業について

(児童の意見形成・意見表明支援事業)

こどもの権利条約

4つの基本権利＝「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」

＜参加する権利とは＞

☞ 他の3つの権利と異なる能動的な権利

☞ 子供には、自分と関係のあることについて、自由に「意見を表明する権利」と、意見を直接聞いてもらえる、又は、大人によって聴取される「機会」が与えられる権利（「聞かれる権利」）がある。

国等の動向

H28.6 改正児童福祉法公布（子供の権利の理念が盛り込まれる）

(H31.1 小4女児の虐待死事件)

R4.6 こども基本法公布（全てのこどもの意見表明、社会的活動への参画の機会の確保が基本理念に盛り込まれる）

R4.6 改正児童福祉法公布（一時保護された子供の「意見表明支援」、すなわち「子どもアドボカシーの仕組み」を整備するよう都道府県に求める）

本県の取組（子供アドボケイト事業）

子供のために声を上げ、子供をエンパワーすることを子どもアドボカシーと呼び、その子供の声を聴き、意見表明を支援・代弁する活動

☞ 子供の声を聴いて、意見表明を支援し代弁する活動をする人を「アドボケイト」という

☞ アドボケイトを派遣し、特に困難な状況にある一時保護された子供の声を聞き、その声を「マイクのように」大きくして大人に届ける活動（「子供の参加する権利」である「意見表明権」を保障するための活動）

☞ 令和3年度、一時保護中の子供に対する子どもアドボカシーの取組を試験的に実施し、令和4年度から本格実施

【アドボケイト登録者数:28名（弁護士、臨床心理士、社会福祉士、有識者）】

＜令和3年度実施状況＞

全児童 168名（幼児 32名 小学生 37名 中学生 72名 高校生 27名）

実施 45名（幼児 17名 小学生 11名 中学生 15名 高校生 2名）

回数 53回（1回実施 38名 2回実施 6名 3回実施 1名）

意見の内容

関連項目	件数	意見の例	対応
一時保護所	50件	ルールや閉鎖的環境が窮屈	一時保護所内で、ルールや日課について検討し、見直せる部分がないか意見を出し合うようになった。
児童相談所	52件	帰宅を望んでいるがなかなか叶わない	児相の協議結果を児童に丁寧に説明するようになった。
家庭(家族)	23件	親権問題で父が調査官面接を拒み、裁判所に言いたいことがあっても言えない	アドボケイトを通じて裁判所に児童の声をとどけることができるようになった。
学校	18件	転校が不安	不安を相談できるよう転校先の教諭を児童に紹介。